

第9回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成29年12月19日(火) 17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)6階研修室小 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)
(大阪市中央区今橋四丁目1-1 / 大阪市営地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 10号出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

「労働環境の整備と助成金の上手な活用方法」 ～ 助成金を労働環境改善のきっかけに ～

助成金は、申請して一定要件を満たせば支給されるものですが、制度を知らずに利用していない会社や、制度を知っていても、申請が難しく感じて断念している会社もあると思います。今回のセミナーでは、助成金申請を数多く手掛ける社会保険労務士が、助成金の支給を受けるために必要な労働環境の整備、時間外労働の削減や、正社員登用制度、従業員への研修などに利用できる助成金と、助成金申請のポイントについて解説いたします。

【講師】社会保険労務士(センター相談員) 近藤 小百合

FMP社会保険労務士事務所代表。中小企業の顧問社労士として、労使紛争の対応、就業規則の作成、社会保険・労働保険手続、助成金申請、障害年金の申請代行などを中心に業務を行っている。育児プランナー、女性活躍推進アドバイザーでもあり、子育て支援や女性の活躍推進についても、力を入れている。

18:00～19:00

セミナーⅡ

「準備できていますか? 無期転換ルールを見据えた就業規則の整備」 ～ 円滑に無期転換ルールへ対応するために ～

改正労働契約法が平成25年4月1日に施行され、無期転換ルールが創設されました。このルールは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みにより無期労働契約に転換されるというものです。例えば、平成25年4月に契約期間が1年の労働契約を開始し、更新を繰り返した場合、平成30年4月以降に労働者から申込みがあれば無期労働契約に転換することになります。転換後の労働条件が具体的に設定されていないと、労使間のトラブルが生じる可能性があります。本セミナーでは、この無期転換ルールが創設された背景から就業規則の整備、トラブル防止のための具体例まで、解説いたします。

【講師】弁護士(センター相談員) 塩津 立人

北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士。様々な企業の人事労務にまつわる相談、交渉、訴訟案件に多数従事し労使紛争の解決のほか、豊かな経験を生かして労使紛争の未然防止にも努めている。また、各種セミナー講師や大学の非常勤講師も務めている。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成29年12月18日(月)

WEB

<http://kecc.jp/>

FAX

06-6371-3195

第9回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区

「雇用労働相談センター」事務局

TEL：06-6136-3194 FAX：06-6371-3195 E-mail：info@kecc.jp

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室
相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)